

評価実施手引書

法科大学院認証評価

機構評価担当者用

平成16年11月
(平成18年3月改訂)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

この評価実施手引書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価において、評価担当者が用いる手引書です。

本手引書は、評価担当者が、法科大学院認証評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、第1章、第2章、第3章、第4章からなります。

「第1章 法科大学院認証評価の対象及び内容等」では、機構が実施する評価の基本的な内容や実施体制等を記載しています。

「第2章 法科大学院認証評価の評価方法（1）－書面調査」、「第3章 法科大学院認証評価の評価方法（2）－訪問調査」及び「第4章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価方法等について、それぞれ記載しています。

なお、本手引書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評価担当者が用いるものですが、評価の透明性を確保する観点から、ウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載しています。

目 次

| | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

| | |
|-----------------------------------|---|
| 第1章 法科大学院認証評価の対象及び内容等 | 1 |
| I 評価の対象 | 1 |
| II 評価の内容 | 1 |
| III 実施時期 | 1 |
| IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割 | 2 |
| 1 法科大学院認証評価委員会 | 2 |
| 2 評価部会 | 2 |
| 3 運営連絡会議 | 2 |
| 4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項 | 3 |
| 5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的 | 3 |
| V 評価のプロセス | 3 |
| 1 評価部会における評価のプロセス | 3 |
| 2 評価のプロセスの全体像 | 4 |
| 第2章 法科大学院認証評価の評価方法（1）－書面調査 | 6 |
| I 書面調査の実施体制及び方法等 | 6 |
| 1 書面調査の実施体制 | 6 |
| 2 書面調査の実施方法 | 6 |
| II 目的の確認 | 6 |
| III 章ごとの評価 | 7 |
| 1 書面調査 | 7 |
| 2 第1章～第10章の自己評価結果の分析 | 7 |
| IV 書面調査による分析結果等の作成 | 8 |
| V その他の留意点 | 8 |
| 第3章 法科大学院認証評価の評価方法（2）－訪問調査 | 9 |
| I 訪問調査の目的 | 9 |
| II 訪問調査の実施体制 | 9 |
| III 訪問調査の事前準備 | 9 |
| 1 訪問調査の進行、役割分担の決定 | 9 |
| 2 訪問調査参加者の構成等 | 9 |

| | |
|---|-----------|
| 3 訪問調査の実施日等の決定及び通知 | 9 |
| 4 調査内容等の決定及び通知 | 10 |
| IV 訪問調査の実施方法等 | 10 |
| 1 訪問調査の実施方法 | 10 |
| 2 訪問調査の内容 | 11 |
| 3 訪問調査で配慮すべき事項 | 12 |
| V 訪問調査ミーティング | 12 |
| VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取 | 12 |
| VII 調査結果の取りまとめ | 12 |
| VIII 訪問調査スケジュール | 13 |
| | |
| 第4章 評価報告書原案の作成 | 14 |
| I 評価報告書原案の構成及び記述内容 | 14 |
| 1 認証評価結果 | 14 |
| 2 章ごとの評価 | 14 |
| 3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的 | 14 |
| II 評価報告書原案の取扱い | 15 |
| | |
| 別 紙 1 法科大学院認証評価のスケジュール | 17 |
| 別 紙 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則 第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について | 19 |
| 別 紙 3 評価報告書イメージ | 21 |
| 参考資料 法科大学院認証評価関係法令 | 23 |

第1章 法科大学院認証評価の対象及び内容等

I 評価の対象

国・公・私立大学の法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学から評価の申請があった法科大学院を対象として、評価を実施します。

II 評価の内容

この評価は、評価を受ける法科大学院（以下、「対象法科大学院」という。）の教育活動等の状況を対象にして、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づいて実施します。評価基準は、**基準**と**解釈指針**で構成され、内容により1～10の章に分けられています。

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適格認定をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。機構は、基準ごとにこれを満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

III 実施時期

| | | |
|----------|--------|----------------------------|
| 評価実施の前年度 | 6～7月 | 法科大学院認証評価に関する説明会の実施 |
| 〃 | 9月末 | 評価の申請受付 |
| 〃 | 11～12月 | 自己評価担当者等に対する研修の実施 |
| 評価実施年度 | 6月末 | 対象法科大学院を置く大学から自己評価書の提出締切 |
| 〃 | 7月～ | 書面調査及び訪問調査の実施 |
| 〃 | 1月末 | 評価結果を確定する前に対象法科大学院を置く大学に通知 |
| 〃 | 2月下旬 | 対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切 |
| 〃 | 3月下旬 | 評価結果の確定、公表 |

(注) 評価全体のスケジュールは、別紙1「法科大学院認証評価のスケジュール」(17頁)に示すとおりです。

IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割

1 法科大学院認証評価委員会

- (1) 法科大学院認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、法科大学院認証評価の基本の方針を定め、その実施に必要な具体的な内容・方法等を審議するとともに、その下に、具体的な評価を実施するため、対象法科大学院の状況に応じた評価部会を編成します。
- (2) 評価委員会の会議の議案を整理するとともに、各評価部会間の調整を図るため、評価委員会の下に法科大学院認証評価委員会運営連絡会議（以下、「運営連絡会議」という。）を置きます。
- (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価報告書原案、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。
- (4) 適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

2 評価部会

- (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本の方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。また、その調査結果に基づき評価報告書原案を作成し、評価委員会に提出します。
- (2) 評価部会は、評価担当者として評価委員会委員及び専門委員で構成します。当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

3 運営連絡会議

- (1) 運営連絡会議は、各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行います。
- (2) 運営連絡会議に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員の委員互選により主査を選任します。主査は

当該会議における意見の取りまとめ、各評価部会間の調整等を行います。また、主査は当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副主査を指名し、副主査は主査を補佐します。

4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

評価の公正さを担保するため、評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学院の評価には参画できないこととします。（別紙2「独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について」（19頁）参照）

5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的

評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。

V 評価のプロセス

1 評価部会における評価のプロセス

評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価報告書原案の作成」からなり、以下のとおり行います。

（1）書面調査の実施

- ① 評価部会は、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（根拠となる資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。
- ② 評価部会の書面調査は、別に定める評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。
- ③ 評価部会は、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を整理します。また、この分析結果を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

（2）訪問調査の実施

評価部会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認することのできない内容等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

(3) 評価報告書原案の作成

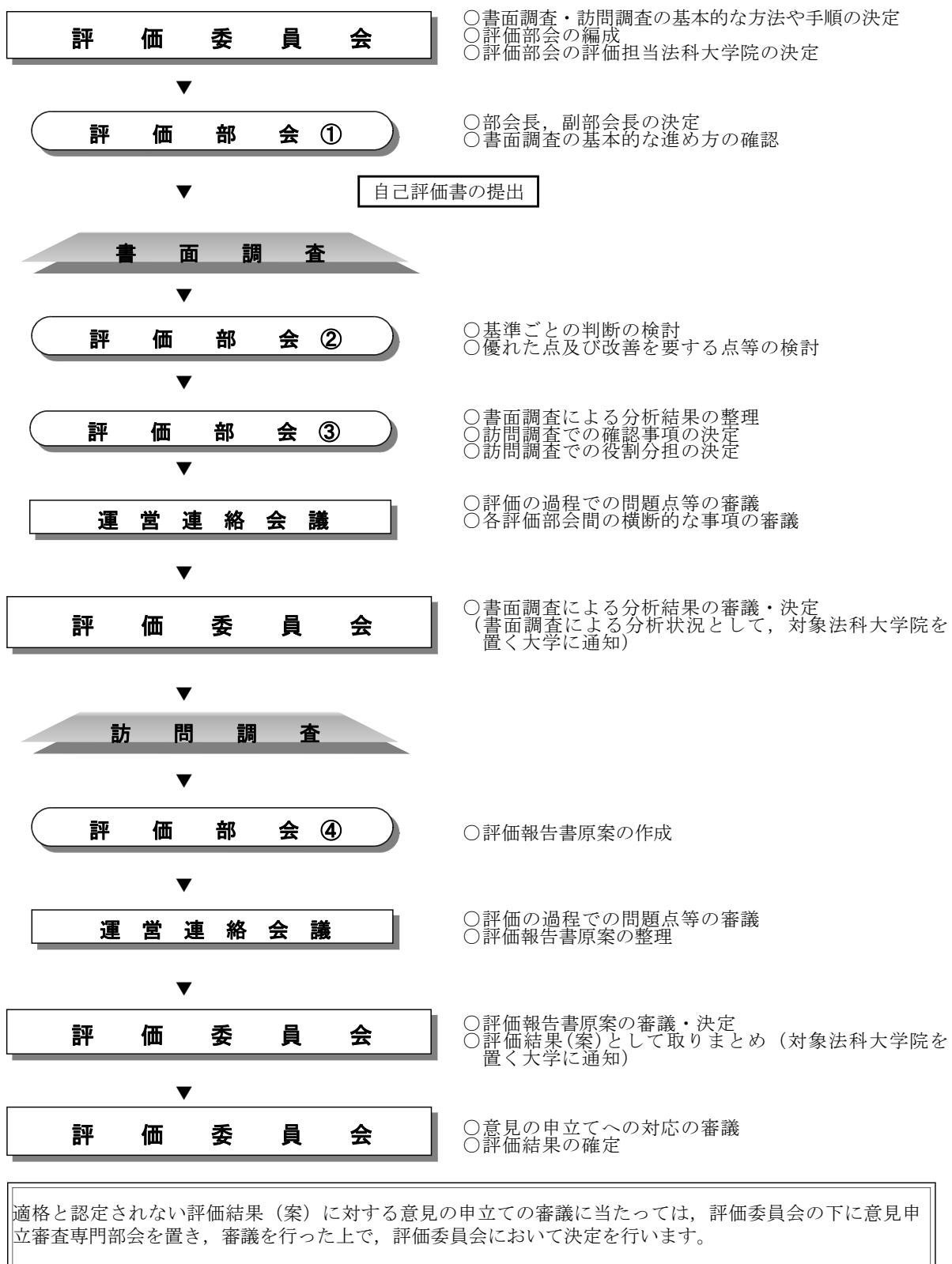
評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価報告書原案を作成し、評価委員会へ提出します。

2 評価のプロセスの全体像

法科大学院認証評価のプロセスの全体像は、次ページのとおりです。

評価委員会等における評価のプロセス

※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



第2章 法科大学院認証評価の評価方法（1）一書面調査

I 書面調査の実施体制及び方法等

1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価委員会で編成された評価部会が実施します。なお、評価担当者の役割や分担については評価部会において決定します。
- (2) 書面調査による分析結果等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営連絡会議において協議します。

2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）を評価部会が分析・調査することにより行います。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価委員会又は評価部会内で意見調整をした上で、機構事務局を通じて、対象法科大学院を置く大学に照会や提出依頼を行います。
- (3) 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

II 目的の確認

評価は、対象法科大学院の個性や特色が十分に發揮できるよう、教育活動等に関して対象法科大学院が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された「対象法科大学院の現況及び特徴」により対象法科大学院の全体像をとらえた上で、「目的」では、教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像等について、法科大学院の意図を理解する必要があります。

III 章ごとの評価

1 書面調査

(1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。

具体的には、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書の「章ごとの自己評価」について、法科大学院の目的を踏まえて、評価担当者が基準ごとに自己評価結果とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）により分析・調査及び判断を行い、その結果を、評価部会で取りまとめます。

(2) 評価部会は、書面調査を訪問調査前までに終了させます。

2 第1章～第10章の自己評価結果の分析

第1章～第10章の自己評価結果の分析は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「章の評価」の流れで行います。

(1) 基準ごとの分析・判断

① 対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書には、基準ごとに「基準に係る状況」が記述されています。評価担当者は、基準ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等を確認しつつ分析を行います。そして、その分析結果に基づき、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その根拠理由を記述します。また、満たしているかどうかの判断とは別に、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、「優れた点及び改善を要する点等」があれば、記述します。

② 基準の判断に際して、当該基準の細則として規定されている解釈指針のうち、「定められた内容が満たされていることが求められるもの」と、「少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの」については、その解釈指針が満たされていなければ当該基準を満たしていると判断しないことに留意してください。

また、根拠となる資料・データ等が不足していたり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合など分析できない場合には、「判断保留」とし、当該部分の判断に必要な事項（根拠となる資料・データ等を含む。）を記述します。

(2) 章の評価

① 前記(1)「基準ごとの分析・判断」の結果に基づき、1から10の章ごとに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある取組、改善を要する点など）を「優れた点及び改善を要する点等」として抽出し、記述します。

② 章ごとに、「基準ごとの分析・判断」及び「優れた点及び改善を要する点等」について分析し、その結果を以下に示す4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断されるものを記述します。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。 (○⁺)
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。 (○)
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。 (○⁻)
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。 (×)

IV 書面調査による分析結果等の作成

- 1 評価部会は、本章の「III 章ごとの評価」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査による分析結果を作成します。
- 2 評価部会は、書面調査による分析結果を踏まえて、訪問調査を実施するに当たって必要な調査内容（補足調査事項、観察する授業や施設、面談の対象者等）の検討・整理を行います。

V その他の留意点

評価に際しては、次の点について留意してください。また、対象法科大学院の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、運営連絡会議で隨時協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとします。

- 1 各対象法科大学院の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- 2 評価は、対象法科大学院を置く大学が競争的環境の中で個性が輝く大学として一層発展するため、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、各対象法科大学院の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しても配慮しつつ、評価を実施します。

第3章 法科大学院認証評価の評価方法（2）一訪問調査

I 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査では確認することのできない内容等を中心にして対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院を置く大学にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院を置く大学との共通理解を図ることを目的とします。

II 訪問調査の実施体制

- 1 訪問調査は、評価部会が実施します。原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の整理、対象法科大学院との協議、調査結果の取りまとめなどを行います。
- 2 訪問調査の内容・方法等について、評価部会間の調整をする問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営連絡会議において協議します。

III 訪問調査の事前準備

1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価部会においては、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象法科大学院に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を決定し、また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

2 訪問調査参加者の構成等

訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象法科大学院の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。

3 訪問調査の実施日等の決定及び通知

訪問調査の実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学と協議した上で、評価部会が決定し、対象法科大学院を置く大学に通知します。

4 調査内容等の決定及び通知

評価部会は、第2章「IV 書面調査による分析結果等の作成」で記述した「書面調査による分析結果」を基に、「書面調査による分析状況」として整理します。また、訪問調査時に補足説明及び根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価部会は、これら「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」及びその他調査内容を訪問調査の3週間から4週間前までに、機構事務局を通じて対象法科大学院を置く大学に通知します。

IV 訪問調査の実施方法等

1 訪問調査の実施方法

- (1) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談や資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象法科大学院の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や調査施設ごとに、評価担当者を数人ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。
- (2) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談において、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象法科大学院関係者（責任者）から補足説明又は資料・データ等の提供を受けます。
- (3) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）からの補足説明又は資料・データ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となる資料・データ等の提出を求めることができます。
- (4) 評価部会は、学生、修了生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見及び上記(2)で確認した補足説明等の結果を総合的に判断して、「書面調査による分析状況」の修正等を行い、訪問調査終了時点での分析結果を対象法科大学院関係者（責任者）に説明します。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項及び、上記(3)で提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、訪問調査の結果の説明を控えることとします。
- (5) 評価担当者が、調査内容等に関する対象法科大学院からの質問に回答する場合は、評価部会全体の考え方に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合に

は、その旨断った上で発言することとします。

(6) 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

2 訪問調査の内容

評価部会は、以下の内容を基本として、訪問調査を行います。

(1) 法科大学院関係者（責任者）との面談

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう、法科大学院関係者（責任者）に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄及び「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、補足説明を受けます。面談者は、法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者とします。

(2) 法科大学院の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフとの面談

法科大学院関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象法科大学院が行う教育活動等に参画している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。

(3) 学生、修了生との面談

現に教育を受けている学生としての立場、また、既に修了した社会人等としての立場から、当該対象法科大学院における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業や実習の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

なお、予備評価においては、修了生が出ていないため学生のみの面談を行います。

(4) 教育現場の観察

法科大学院に求められている司法試験及び司法修習との有機的な連携を図る教育が行われているか（法科大学院における授業が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているか）、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。

(5) 学習環境の状況調査

学習環境（図書館、附属教育研究施設及び自主的学習・情報教育関係の施設・設備等）の状況について、実際の利便性や機能面など、実態はどのようにになっているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査します。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験し、利便性を調査します。

(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

「訪問調査時の確認事項」として提出された根拠となる資料・データ等及び、現地においてのみ閲覧が可能な試験問題や答案等を調査します。また、自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするために補完的な資料等を収集します。

3 訪問調査で配慮すべき事項

訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で面談者が回答したことが当該者の不利益にならないよう十分注意することとします。

V 訪問調査ミーティング

評価部会は、当該調査を効率的かつ合理的に行うため、また、評価担当者の共通理解を図るため、調査期間中に必要に応じてミーティングを開催します。訪問調査ミーティングでは、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認などを行います。

VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

評価部会は、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取します。この際、対象法科大学院を置く大学から新たな根拠となる資料・データ等の提出の申し出があった場合は、訪問調査終了後、1週間以内の提出であれば受けることができます。

また、面談者は、IVの2の(1)「法科大学院関係者（責任者）との面談」と同様に、法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者とします。

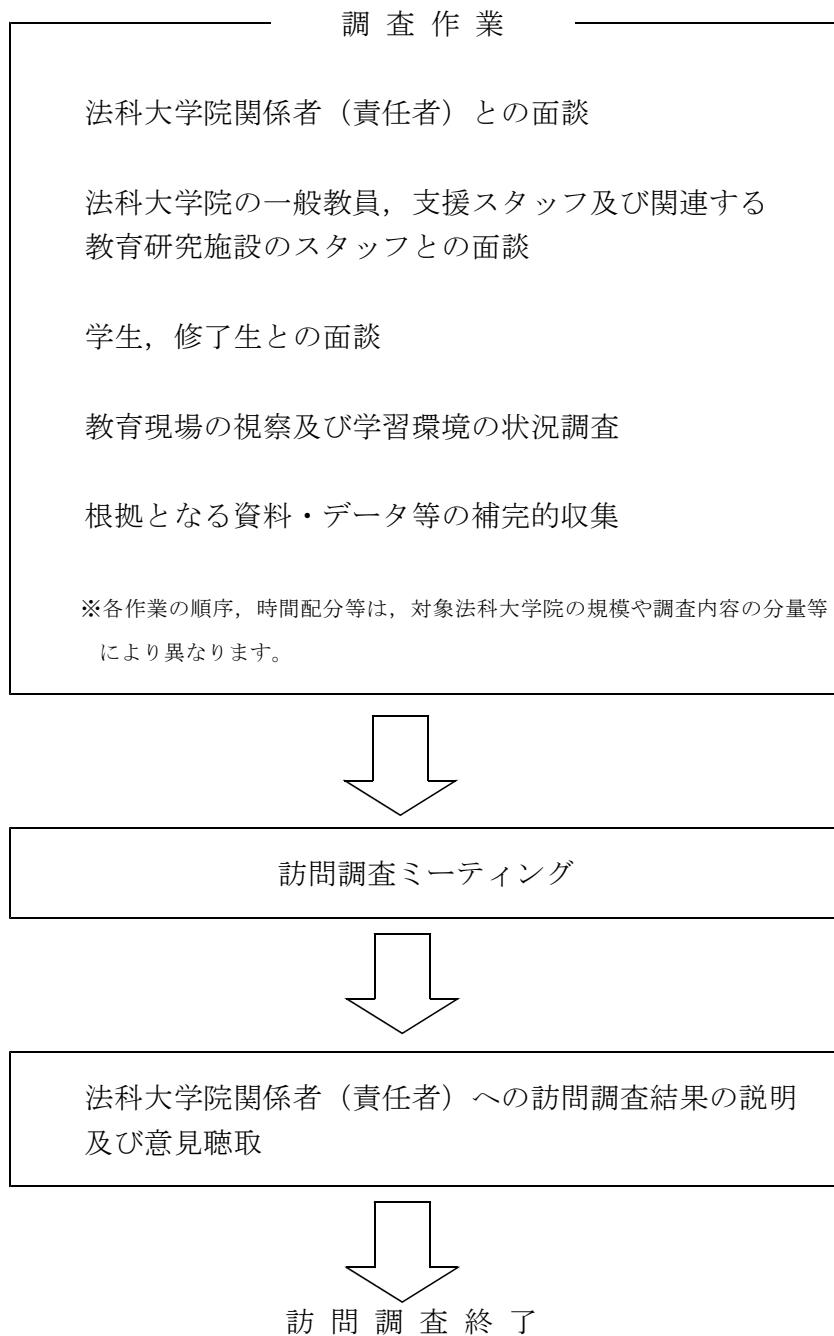
VII 調査結果の取りまとめ

評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価報告書原案を検討・作成します。

VIII 訪問調査スケジュール

訪問調査において、具体的にどのように調査作業を進めるかは、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等により異なりますので、実際のスケジュールは別途検討することとします。

訪問調査作業の流れ



第4章 評価報告書原案の作成

I 評価報告書原案の構成及び記述内容

評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価報告書原案を作成します。

評価部会が作成する評価報告書原案の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

1 認証評価結果

(1) 「認証評価結果」については、次の2通りで判断します。

- ・基準のすべてを満たしている場合
「法科大学院評価基準に適合している。」
- ・1つでも基準を満たしていない場合
「法科大学院評価基準に適合していない。」

また、「法科大学院評価基準に適合していない。」と判断した場合は、適合していない理由を記述します。

(2) 上記(1)の他、「認証評価結果」として、章ごとに抽出した「優れた点及び改善を要する点等」を要約し記述します。なお、「優れた点及び改善を要する点等」を要約するに当たっては、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述します。

2 章ごとの評価

(1) 評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「章ごとの評価」を記述します。

(2) 「章ごとの評価」は、「評価」、「優れた点及び改善を要する点等」、「章全体の状況」の構成で記述します。

3 対象法科大学院の現況及び特徴、目的

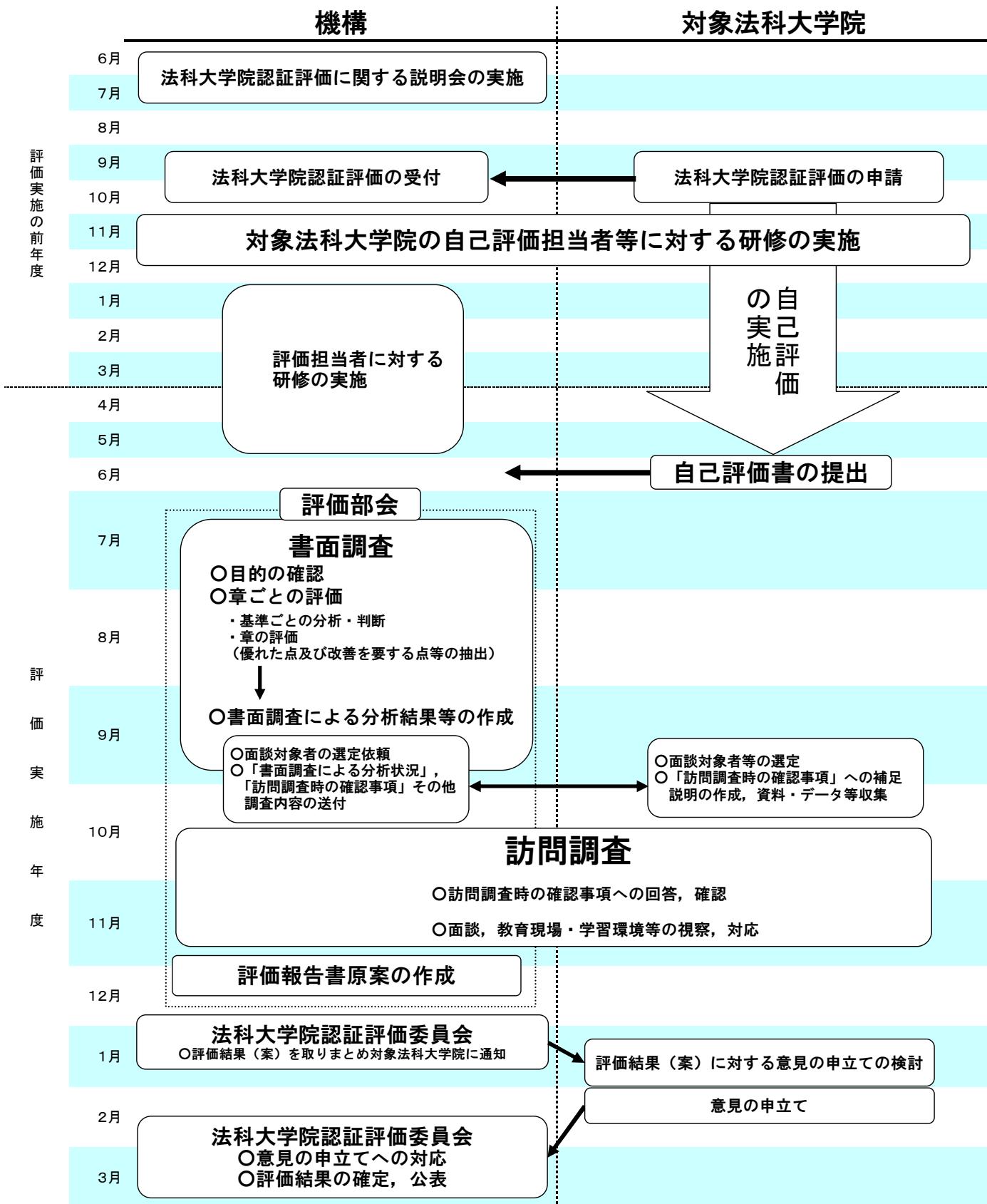
「対象法科大学院の現況及び特徴」、「目的」については、参考資料として各対象法科大学院を置く大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します。

II 評価報告書原案の取扱い

- 1 評価部会が作成する評価報告書原案は、評価委員会に提出され、評価結果（案）として取りまとめられます。評価委員会は機構事務局を通じて、評価結果を確定する前に当該法科大学院を置く大学に通知します。
- 2 当該法科大学院を置く大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。
- 4 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめます。なお、評価報告書は次のとおり構成され、当該対象法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、社会へ公表します。（別紙3「評価報告書イメージ」(21頁) 参照）
 - ① 法科大学院認証評価について
 - ② 認証評価結果
 - ③ 章ごとの評価
 - ④ 意見の申立て及びその対応（意見の申立てがあった場合のみ）
 - ⑤ 対象法科大学院の現況及び特徴、目的

法科大学院認証評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



別紙 2

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則 第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について

平成16年 6月10日
法科大学院認証評価委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則（以下「細則」という。）第8条の規定に基づき、細則第6条に規定する自己の関係する大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

評価報告書イメージ

法科大学院認証評価
評価報告書

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

平成〇〇年〇月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する法科大学院認証評価について

1 評価の目的

2 評価のプロセス（概要）

3 本評価報告書の内容

-1-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

I 認証評価結果

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻は大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準に適合している。

(〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻は大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準に適合していない。)

理由： 基準〇-〇-〇を満たしていないため。O

当該法科大学院の主な優れた点として、次のが挙げられる。O

当該法科大学院の主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。O

-2-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。
【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、.....

.....

2 優れた点及び改善を要する点等

.....

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の・・・、総合的に判断して、優れた状況である。

-3-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

第〇章 〇〇〇〇〇〇

1 評価

第〇章の基準のうち、基準〇-〇-〇を満たしていない。
【根拠理由】

〇-〇-〇

基準〇-〇-〇について、.....の点が.....であるため、基準を満たしていないと判断した。

2 優れた点及び改善を要する点等

.....

3 第〇章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

-〇-
-〇-
-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。
【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、.....

.....

2 優れた点及び改善を要する点等

.....

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の・・・、総合的に判断して、相応な状況である。

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

III 意見の申立て及びその対応

1) 申立ての内容

2) 申立てへの対応

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

1. 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

(2) 所在地

(3) 学生数及び教員数

2 特徴

.....

-〇-

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

2. 対象法科大学院の目的

.....

-〇-

注1) [] は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。

注2) 本評価報告書様式は、今後若干の変更が生じる可能性があります。

注3) 当該評価報告書イメージは、予備評価の評価報告書には適用しません。

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抄)」

第一章 法人文書の開示

(法人文書の開示義務)
第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と組合することにより、特定の個人を識別することができる)こととなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公に対することが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第一条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百一十八号)、地方公務員法(昭和二十五年法律第百一十九号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が、公にすることにより、当該法人等は当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされるいるものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつ

て、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験による事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

二 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不适当に阻害するおそれ、その企業経営に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不适当に害するおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

本調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不适当に阻害するおそれ、その企業経営に係る事務に關し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不适当に害するおそれ

二 認証評価手数料の額は、別表のとおりとする。

(認証評価手数料の額)
(抄)

「独立行政法人大学評価・学位授与機構認証評価手数料規則(抄)」

第二条 機構において徴収する認証評価手数料の額は、別表のとおりとする。

二 法科大学院認証評価手数料

| 別表 | 区分 | 認証評価手数料 |
|--|-----|---------|
| 予備評価を受けた 法科大学院が引き 続き機構の本評価 を受けける場合の初 回の本評価 | 本評価 | 認証評価手数料 |

(法科大学院に係る法第六十九条の四第一項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 第一項及び第三項に定めるものほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるるものとする。

一大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行ふものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保に関すること。

ハ 教員組織に関すること。

二 学修の成果の収容定員に基づく適正な管理に関すること。

三 教育課程の編成に関すること。

ハ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。

ト 授業の方法に関すること。

チ 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

ニ 研究修業及び研究の実施に関すること。

ス 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法科既修者の認定に関すること。

ヲ 教育上必要な施設及び設備(ワに掲げるものを除く。)に関すること。

ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。

二 評価方法が、法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

三 第二条に定めるものほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関に係る法第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項に規定する細目(以下「認証評価」といいう。)に掲げるもののうち、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(「これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。」)を踏まえたものとなるよう意用いなければならない。

四 学校教育法第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

五 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

六 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価機関から学校教育を受けたときは、当該大学に対し、当該法科大学院の研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

七 第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の社会経済情勢に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の結果をすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請に応えることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素养、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることからがんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成

〔法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(抄)〕

に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項

〔専門職大学院設置基準〕

第一章 総則

第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

第二条 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するのに必要な最低の基準とする。

第三条 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにはとどめ、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第四条 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする)とする。

第五条 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする)とする。

第六条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行ふよう専攻分野に応じて事例研究、現地調査等は双方指向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育課程を編成するものとする。

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行ふよう専攻分野に応じて事例研究、現地調査等は双方指向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

第九条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に応じて、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三百三号)による。授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善をするための組織的な研修等の実施をするものとする。

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたりて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修するものとする。

第十三条 専門職大学院は、学生が専門職大学院において専修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位の「一分」を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第十四条 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外國の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外國の大学院の教育

第三章 教育方法等

〔教育課程〕

第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するため専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他

の教育課程を考慮して、教育効果を十分にあげられるよう適当な人数とするものとする。

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行ふよう専攻分野に応じて事例研究、現地調査等は双方指向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

第九条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に応じて、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三百三号)による。授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善をするための組織的な研修等の実施をするものとする。

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたりて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修するものとする。

第十三条 専門職大学院は、学生が専門職大学院において専修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位の「一分」を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第十四条 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外國の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外國の大学院の教育

法科大学院認証評価関係法令

【学校教育法(抄)】

第五章 大学

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののはか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合は、この限りで行うものとする。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前一項の認証評価を行うための認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

① 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基づき。あることを含む。次号において同じ。)

五 次条第一項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他の認証評価を行つたときは、通常なところに規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④ その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤ 認証評価機関は、大学評価基準評価方法その他の文

部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。たとときは、その旨を官報で公示しなければならない。

⑥ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

【学校教育法施行規則(抄)】

第五章 認証評価

(認証評価の期間)

第四十条 法第六十九条の三第一項(法第七十条の十において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第六十九条の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

短期大学を除く。)に係るものについては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第一号)及び専門職大学院設置基準(平成五年文部省令第十六号)に係るものに准拠するものについては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第六十九条の四第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に

関するものは、次に掲げるものとする。

大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、

官報で公示しなければならない。

二 評議評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じて行うものとする。

三 評議評価の業務に従事する者に対する認証評価の業務に従事していること。

四 法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同

条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 評議評価の業務に従事する者に対する認証評価の業務を行なう場合においては、その業務に係る経理を区分して整理し、法第六十九条の三第三項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を行なう場合には、その業務に係る経理を区分して整理していること。

六 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認

識評議の業務に従事しないよう必要な措置を講じて行うものとする。

七 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

八 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

九 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

一〇 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

一一 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

一二 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。たゞ、法第六十九条の三第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認識評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じて行うものとする。

三 評議評価の業務に従事する者に対する認証評価の業務に従事していること。

四 法第六十九条の三第二項の認証評価の業務及び同

条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 評議評価の業務に従事する者に対する認証評価の業務を行なう場合には、その業務に係る経理を区分して整理していること。

六 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認

識評議の業務に従事しないよう必要な措置を講じて行うものとする。

七 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

八 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

九 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

一〇 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

一一 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

一二 大学評議評価の結果に係る大学の評議評価の結果

の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

**独立行政法人
大学評価・学位授与機構**

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-353-1631

URL／<http://www.niad.ac.jp/>